改正

平成31年4月2日告示第76号令和3年3月31日告示第75号令和4年3月29日告示第48号令和5年3月31日告示第64号

伊豆市ひとり親移住定住促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、移住しやすい住宅環境の確保と、快適で魅力あるまちづくりを図るため、伊豆市内に定住及び移住したひとり親に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、伊豆市補助金等交付規則(平成16年伊豆市規則第42号)及びこの告示の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) ひとり親 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子であって、現にこどもを扶養しているものをいう。
 - (2) こども 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあり、就業していない者をいう。
 - (3) 就業 正規職員又は期間の定めのない雇用契約を結んだものであって、1週間あたり20時間を超えて勤務することをいう。
 - (4) 旅館業 旅館業法 (昭和23年法律第138号) 第2条第2項及び第3項に規定する旅館・ホテル業及び簡易宿所の営業をいう。
 - (5) 医療業 医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院、診療所及び助産所の営業をいう。
 - (6) 介護業 介護保険法 (平成9年法律第123号) 第2条の要介護状態等にある者が利用する介 護保険事業所の営業をいう。
 - (7) 住宅補助事業 市内に住宅を取得したひとり親に対し、補助金を交付し定住を促進する事業をいう。
 - (8) 賃貸補助事業 市内の賃貸住宅に居住するひとり親に対し、補助金を交付し定住を促進する事業をいう。
 - (9) 引越し補助事業 市内への定住及び移住のために引越しをしたひとり親に対し、補助金を交付し定住を促進する事業をいう。(補助対象資格)
- **第3条** この告示による補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 市内に住所を有し、同居するこどものあるひとり親であること。
 - (2) 市内に住所を有する旅館業、医療業又は介護業に新規に就業している者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号の派遣労働者として旅館業、医療業又は介護業に新規に派遣されている者を含む。)であって、2年以上継続して就業する意思を有すること。
 - (3) 市内に2年以上居住する意思を有すること。
 - (4) 居住する世帯員が市町村税、上下水道使用料、保育料等を滞納していないこと。
 - (5) 生活保護による住宅扶助を受けていないこと。
 - (6) 伊豆市暴力団排除条例 (平成24年伊豆市条例第2号) 第2条に規定する暴力団員等でない こと。
 - (7) 転勤又は入学若しくは通学の理由により市内へ転入していないこと。

- (8) 過去に伊豆市若者定住促進補助金交付要綱(平成28年伊豆市告示第95号)に基づく補助金 又は伊豆市勤労者住宅建設資金利子補給金交付要綱(平成16年伊豆市告示第22号)による利子 補給金の交付を受けていないこと。
- 2 住宅補助事業の補助金を受けようとする者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 伊豆市内に土地及び住宅又は住宅のみを購入(住宅の新築を含む。以下同じ。)した者で当該住宅に居住していること。
 - (2) 過去に住宅補助事業の補助金を受けていないこと。
- 3 賃貸補助事業の補助金を受けようとする者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 民間賃貸住宅の所有者(2親等内の親族を除く。)との間で賃貸借契約を締結して自己の居住用に供する住宅で、市営等の公的賃貸住宅以外の賃貸住宅に居住していること。
 - (2) 家賃の額(駐車場使用料及び共益費を除く。)が、月額3万円を超えていること。ただし、 勤務先から住宅手当が支給されている場合は、これを減じた額とする。
 - (3) 過去に住宅補助事業及び賃貸補助事業の補助金を受けていないこと。
- 4 引越し補助事業の補助金を受けようとする者は、過去に住宅補助事業及び引越し補助事業の補助金を受けていないものとする。

(補助対象住宅)

- **第4条** 住宅補助事業の対象となる住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、 2親等以内の親族から取得した住宅は、補助対象としない。
 - (1) 令和4年1月1日から令和7年12月31日までに土地及び住宅又は住宅を登記したもの
 - (2) 居住目的に玄関、居室、便所、台所及び風呂を備え、延べ床面積が70㎡以上のもの
 - (3) 取得対価を伴うもの
- 2 賃貸補助事業の対象となる賃貸住宅は、玄関、居室、便所、台所及び風呂を備えているものと する。

(補助金の額等)

- 第5条 住宅補助事業の補助金の交付額は、土地及び住宅又は住宅のみの購入費用の範囲内とし、 次に掲げる場合において当該各号に掲げる額を上限とする。ただし、賃貸補助事業の交付を受け た者が住宅補助事業の交付を申請する場合は、当該各号の額の2分の1の額とする。
 - (1) 土地及び住宅を購入した場合 100万円
 - (2) 住宅のみを購入した場合 50万円
- 2 前項に規定するもののほか、住宅補助事業の補助金の対象となるひとり親の子で中学校就学の 始期に達するまでのもの(伊豆市の住民基本台帳に記載されている者に限る。)がある場合は、 1人につき10万円を交付するものとする。
- 3 賃貸補助事業の補助金の交付額及び交付期間は、ひとり親世帯に対し月額2万円とし、交付の 決定をした月から24か月間とする。
- 4 引越し補助事業の補助金の経費及びその補助限度額は、別表に定めるとおりとし、同表の区分 ごとに要した経費と補助限度額をそれぞれ比較して、いずれか少ない額の合算額について補助金 を交付する。
- 5 第1項及び第4項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

- 第6条 住宅補助事業の補助金を受けようとする者は、購入した土地及び住宅の登記(住宅のみの 購入の場合には住宅の登記)が完了した日から起算して90日以内に伊豆市ひとり親移住定住促進 補助金(住宅)交付申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。
 - 2 賃貸補助事業の補助金を受けようとする者は、就業した日以後90日以内に、伊豆市ひとり親移住定住促進補助金(賃貸)交付申請書(様式第2号)を市長に提出するものとする。

- 3 引越し補助事業の補助金を受けようとする者は、就業した以後90日以内に、伊豆市ひとり親移住定住促進補助金(引越し)交付申請書(様式第3号)を市長に提出するものとする。
- 4 前3項の申請書に添付する書類は次のとおりとする。ただし、複数の補助事業について同時に申請する場合は、重複する書類を省略することができる。
 - (1) 戸籍全部事項証明書
 - (2) 勤務証明書(様式第4号)
 - (3) 世帯員全員の直近1か年の滞納のないことを証する市町村税の完納証明書等(申請者が直近1か年の市町村税の賦課期日において市内に居住し、市がその情報を閲覧することに同意するときは、省略することができる。)
 - (4) 売買契約書等、取得対価のわかる書類の写し(住宅補助事業の場合)
 - (5) 補助の対象となる土地及び住宅の登記事項証明書の写し(住宅補助事業の場合)
 - (6) 土地使用承諾書等の写し(第5条第2項に該当する場合)
 - (7) 住宅の間取り図(住宅補助事業の場合)
 - (8) 賃貸借契約書の写し(賃貸補助事業の場合)
 - (9) 引越しに係る費用の支払い実績のわかる書類(引越し補助事業の場合)
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 (交付の決定)
- 第7条 市長は、前条第1項から第3項までの規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、伊豆市ひとり親移住定住促進補助金交付・不交付決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。 (交付の条件)
- 第8条 住宅補助事業の補助金の交付を決定する場合は、次に掲げる事項を条件とする。
 - (1) 補助金の交付を受けようとする者が、補助金交付後10年以上継続して購入した住宅に居住すること。
 - (2) 補助金の交付を受けようとする者が、補助金交付後10年以上継続して伊豆市に住所を有すること。
- 2 賃貸補助事業の補助金の交付を決定する場合は、補助金の交付を受けようとする者が、賃貸借 契約をした住宅に2年以上継続して居住することを条件とする。ただし、新たに市内の賃貸住宅 に転居し、又は市内に居住するための住宅を取得する予定のある場合は、この限りでない。 (変更等の承認)
- 第9条 賃貸補助事業の補助金の交付の決定を受けた者は、当該賃貸借契約等に変更が生じた場合は、伊豆市ひとり親移住定住促進補助金変更交付申請書(様式第6号)に第6条第4項各号に掲げる書類(当該変更に係るものに限る。)を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、伊豆市ひとり親移住定住促進補助金変更交付決定通知書(様式第7号)により当該変更交付の申請をした者に通知するものとする。

(補助金の請求)

- 第10条 住宅補助事業の補助金の交付の決定を受けた者は、伊豆市ひとり親移住定住促進補助金(住宅)請求書(様式第8号)を市長に提出するものとする。
- 2 賃貸補助事業の補助金の交付の決定を受けた者は、次の表の左欄に掲げる対象家賃の区分に応じ、同表の右欄に掲げる請求期間内に伊豆市ひとり親移住定住促進補助金(賃貸)交付請求書(様式第9号)に家賃の支払を証明する書類及び勤務証明書を添付して、市長に提出するものとする。ただし、請求期間の末日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。

対象家賃	請求期間	
4月分から9月分	10月1日から10月15日まで	
10月分から3月分	4月1日から4月15日まで	

3 引越し補助事業の補助金の交付の決定を受けた者は、伊豆市ひとり親移住定住促進補助金(引越し)交付請求書(様式第10号)を市長に提出するものとする。

(補助金の返還)

- **第11条** 市長は、偽りその他不正な手段によりこの告示による補助金の交付を受けた者に対し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 2 住宅補助事業の補助金の交付を受けた者が、購入した住宅に10年以上継続して居住できないこととなった場合は、速やかに伊豆市ひとり親移住定住促進補助金返還届出書(様式第11号)により市長に報告し、補助金の一部を返還するものとする。この場合の返還金額は、補助金交付額を10で除した額に10年に満たない居住しなくなった期間の年数(1年未満の端数が生じる場合は切り捨てるものとする。)を乗じた額とする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第6条に 規定する申請については、同日後もなおその効力を有する。
- 3 この告示の失効前にした行為に対する補助金の返還については、この告示は、前項の規定にか かわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

附 則(平成31年4月2日告示第76号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第75号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月29日告示第48号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(申請の特例)

2 令和4年1月中に登記が完了した住宅補助事業の申請にあっては、第6条第1項中「90日」とあるのは「120日」と読み替えるものとする。

附 則(令和5年3月31日告示第64号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
 - (伊豆市ひとり親世帯引越し等支援事業補助金交付要綱の廃止)
- 2 伊豆市ひとり親世帯引越し等支援事業補助金交付要綱(平成31年伊豆市告示第31号)は、廃止 する。

(経過措置)

- 3 この告示の施行の目前にこの告示による廃止前の伊豆市ひとり親世帯引越し等支援事業補助金 交付要綱の規定によりなされた申請、交付決定その他の行為は、改正後の伊豆市ひとり親移住促 進補助金交付要綱の相当する規定によりなされた申請、交付決定その他の行為とみなす。
- 4 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の伊豆市ひとり親移住定住促進補助金交付要綱

の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

別表(第5条第4項関係)

区分	補助対象経費	補助限度額
引越しに係る費用	引越し業者又は運送業者への支払経費	100,000円
初期費用	1 敷金	150,000円
	2 礼金(保証金等これに類する費用を含む。)	
	3 仲介手数料	
	4 初回保証料等これに類する費用を含む。	